

福井県中学校夏季総合競技大会および秋季新人競技大会に関わる 複数校合同チーム編成規程

福井県中学校体育連盟

(目的)

第1条

この規程は、少子化に伴う部員数の減少で、単独チームによる大会参加の困難な学校が生じていることを配慮し、少人数の運動部に大会参加の機会を与えるという趣旨から、複数校による合同チームの編成での大会参加を認めることを目的とする。ただし、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

(合同チームの範囲)

第2条

複数校による合同チーム（以下「合同チーム」という）は、2校間での編成とする。但し、特例として県中体連会長、申請のあった地区の中体連会長、県中体連競技部長の三者で協議し、編成が必要と認めた場合には、3校以上での編成を承認する。

(大会参加の条件)

第3条

大会出場は福井県中学校夏季総合競技大会および福井県中学校秋季新人大会とし、試合方法等については各競技専門部で協議、決定する。
なお、ブロック大会・全国大会の参加については、各大会開催基準に準じる。

(編成の条件)

第4条

1 種目

合同チームの編成は、学校の部活動として計画的に活動している団体競技種目に限定する。

2 種目の人数

大会参加に必要な人数は下記の通りとし、これを下回った場合のみ合同チームを編成することができる。

①バスケットボール	5人
②サッカー	11人
③ハンドボール	7人
④軟式野球	9人
⑤バレーボール	6人
⑥ソフトボール	9人
⑦ホッケー	6人
⑧体操	3人
⑨新体操	男子6人 女子5人
⑩卓球	6人
⑪バドミントン	5人
⑫ソフトテニス	4人
⑬剣道	3人
⑭相撲	2人

北信越大会
全国大会

県大会

3 編成の範囲

第4条の1及び2項の条件を満たす学校の運動部は、同一地区大会に出場する他の学校の運動部と合同チームを編成することができる。それ以外の範囲での合同チームの編成は認めない。大会出場に必要な人数を満たしている学校は、単独でも出場することができる。但し、合同チームと単独チームの出場選手は、重複出場及び参加申し込み後のメンバー変更は認めない。

4 編成の種類

(1)部員数が第4条2項の試合人数に満たない学校で、単独チーム編成が困難な2校による合同チーム

(2)第4条2項の試合人数に満たない学校が、部員数に余裕がある学校より部員を借りて編成する合同チーム

(3)第2条による、県中体連会長、申請のあった地区の中体連会長、県中体連競技部長の三者で協議し、編成が必要と認めた場合の3校以上の合同チーム

但し、上記(1)～(3)を満たしている場合でも、各地区中体連に於いて勝利至上主義を目的とした編成と判断した場合は認めない。

また、編成する場合は上記(1)(2)の2校間での編成を優先とすること。それでも困難な場合は、各地区中体連を通じて県中体連事務局、県中体連競技専門部と協議し、教育上合同チーム編成が必要であると判断した場合は(3)およびその他の編成を認める。

(選手起用)

第5条

- 1 第4条4項(1)・(3)で編成された合同チームの場合は、当該校間の話し合いにより選手を起用する。
- 2 第4条4項(2)で編成された合同チームの場合は、人数を下回っている学校の選手を特別な事情がない限り優先し起用することを基本とする。

(監督・引率)

第6条

合同チームの引率・監督は校長・教員・部活動指導員とする。ただし、部活動指導員は代表監督にはなれない。

(編成の手続き)

第7条

- 1 合同チームの編成条件を満たしている当該学校長は、教育上合同チーム編成が必要であるという判断のもと、同一地区大会に参加する学校に合同チームの編成を働きかけることができる。
- 2 2(または3)校間で合同チーム編成が合意に達した時、当該校の校長はその旨を地区中学校体育連盟会長(以下「地区中体連会長」という)に申請する。
- 3 申請を受けた地区中体連会長は、地区中体連理事長及び地区中体連競技部長・同競技副部長(必要に応じて県中体連競技部長・同競技副部長)と協議の上、承認の可否の判断を下すものとする。
- 4 申請期間は、各地区中体連大会参加申し込み締め切り2週間前までとし、承認の可否については、申請後1週間以内に地区中体連会長より当該学校長及び県中体連会長に連絡する。

(チーム名)

第8条

- 1 出場する2(または3)校の校名を連記する。
- 2 校名の順番は、当該校間で話し合い決定する。

(ユニフォーム等の取り扱い)

第9条

- 1 保護者の経済的負担、チームの継続性等を考慮し、合同チームでユニフォーム等を新調することはできるだけ控える。

(細則)

- 1 地区大会細則は、本規程に準じ別に定めるものとする。
- 2 競技細則は、本規程に準じ別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成14年 4月10日より施行する。

この規程は一部改訂し、平成15年 4月11日より施行する。

〃 平成16年 4月 9日より施行する。

〃 平成21年 4月10日より施行する。

〃 平成23年 4月11日より施行する。

〃 平成25年 4月11日より施行する。

〃 平成27年 4月10日より施行する。

〃 平成29年 4月12日より施行する。

〃 平成30年 4月12日より施行する。

〃 令和 4年 4月12日より施行する。

「編成規程の見直し」

編成規程を見直さざるを得ないような問題が生じた場合は、その都度見直しを行うものとする。